

鶴南特別支援学校における教育相談

～派遣相談について～

1 対象

公立、私立を問わず、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等の
幼児、児童生徒及び教員、保護者

2 派遣相談の依頼を行う前に・・・

◇校内のケース会等で、子どもが、どのような場面で、どう困っているか、それに対して、
どのような配慮や支援、指導を行うかをご検討いただき、実際に取り組んでみられてく
ださい。

◇特別支援学校の教育相談でできないこと

- ・教育措置の変更（特別支援学級、特別支援学校など教育の場の変更）の判断
- ・不登校等、学校以外での支援や、継続的な支援が必要な子どもの相談

⇒長崎市内の公立小・中学校については、長崎市教育研究所の方へご相談ください。

3 派遣相談の内容例

【授業観察、ケース会議】

例）先生方と打ち合わせ（１５分程度）⇒授業観察（６０分程度）⇒ケース会議（６０分程度）

※１：ケース会議は、担当者や管理職等、学校との話し合いの後、必要に応じて、保護者等も参加し、支援の方針や具体的方法について一緒に考えます。

※２：司会進行は、依頼校の方でお願い致します。